

水土保全強化対策事業（継続）

【 5 5 0（ 5 5 0 ）百万円】

対策のポイント

農村地域の現状を踏まえた土地改良施設の円滑な管理や農用地の利用集積を推進するため専門技術的指導等を実施します。

（農村地域の現状と土地改良事業の実施）

- ・ 農村地域における、農業従事者の高齢化・後継者不足、都市化・混住化の進展に伴う集落機能の低下等によって、土地改良施設の管理が困難になってきています。
- ・ また、基盤整備と一体的に担い手への農用地の利用集積を推進するため、実施体制の整備が急務となっています。
- ・ 土地改良事業の実施に関する地元調整課題の増加に伴う事業主体からの相談事案増加への対応、地域の特性に応じた農業基盤整備を推進する非補助土地改良事業についての啓発、土地についての権利意識の高揚等に伴う換地に関する異議紛争の解決等が強く求められています。

政策目標

土地改良区等に対する指導を通じた農業生産基盤整備と農業水利施設の保全管理の円滑かつ適切な推進

< 内容 >

1．土地改良施設管理や換地等に関する技術的指導等の実施

管理専門指導員による土地改良施設管理や土地改良換地士等による農用地の利用集積に関する専門技術的な指導を実施します。また、管理専門指導員、換地技術者及び交換分合実務担当者の資質の向上を図るための研修等を実施します。

2．土地改良事業に関する助言・指導等の実施

土地改良事業に関する苦情・紛争に対する助言・指導や非補助土地改良事業の適切な推進を図るための啓発指導を実施します。また、換地に関する異議紛争の早期解決等を図るための助言・指導等を実施します。

< 事業実施主体等 >

- 1．事業実施主体 全国土地改良事業団体連合会、都道府県土地改良事業団体連合会
全国農業会議所、都道府県農業会議
- 2．補助率 定額、1 / 2
- 3．事業実施期間 平成17年度～平成22年度

[担当課：農村振興局企画部土地改良企画課（03 - 3501 - 3743（直））]